2022年２月度　広告相談レポート

１．相談受付件数・相談者の内訳

２月度の全体の相談受付件数は計 68 件で、前月度と比較すると 11 件減（新車関係 6 件増、中古車関係 10 件減、その他７件減）、対前年同月比では 30 件減（新車関係３件増、中古車関係 24 件減、その他９件減）となっています。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約 43%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約 55%（16 件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（19 件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約 51%（35 件）を占めています。

【相談者の内訳・２０２２年２月】

相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
	44	24	0	68
広告代理店	26	3	0	29
メーカー系ディーラー	12	7	0	19
自動車関係団体	2	4	0	6
中古車専業店	1	6	0	7
中古車情報誌社	0	1	0	1
メーカー	3	0	0	3
新聞社	0	1	0	1
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	0	2	0	2

広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	9
メーカー系ディーラー	16
中古車専業店	2
その他	2

【相談受付件数の推移・２０２１年２月～２０２２年２月】

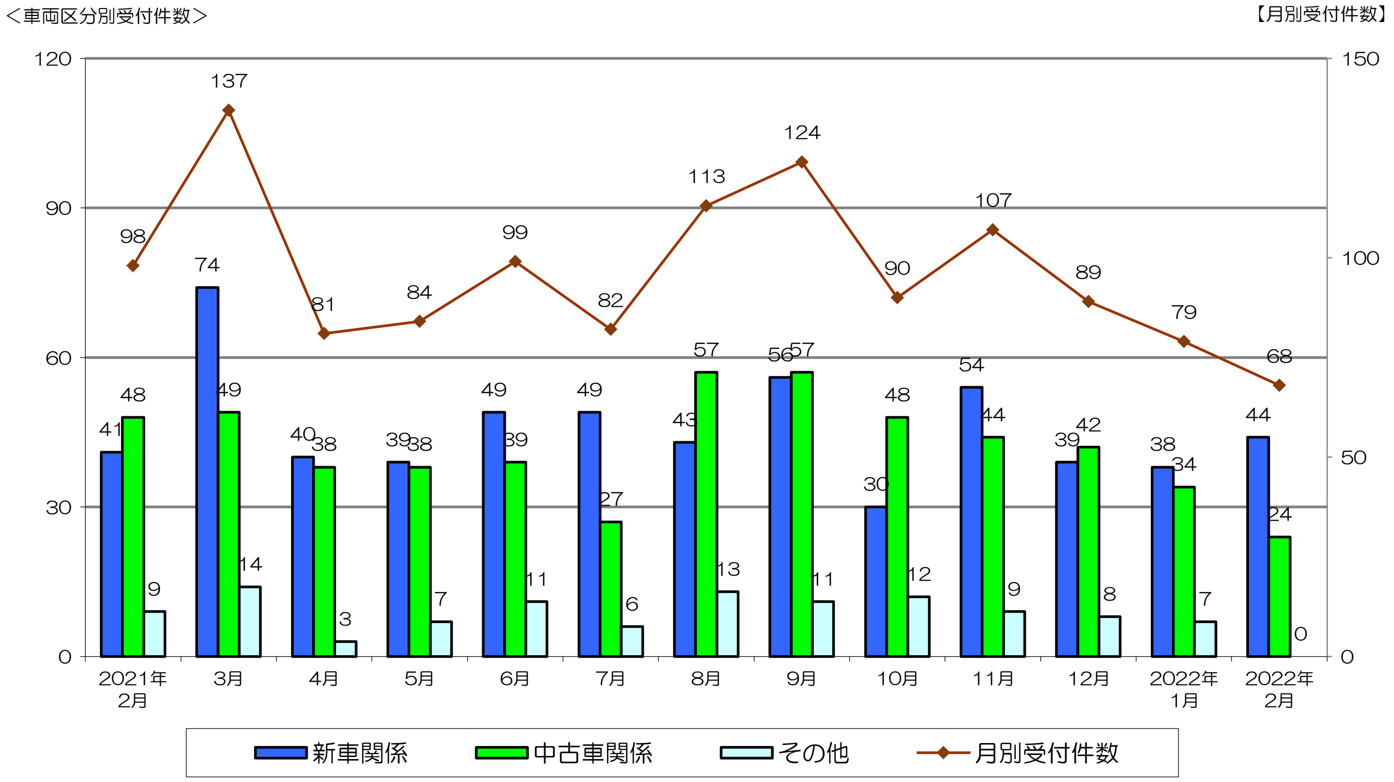

2．新車関係

新車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが 45.5%、『特定事項』に関する問い合わせが 9.1%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約 55%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	33	75.0%	その他相談	1	2.3%
景品関係	10	22.7%	合　計	44	100.0%

[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	15	45.5%	③下取関係	1	3.0%
表示方法	8	24.2%	④各種制度	2	6.1%
付属品・特別仕様	1	3.0%	補助金関係	2	6.1%
値引き表示	1	3.0%	⑤抽象的な問合せ	10	30.3%
割賦・リース	5	15.2%	広告表現の可否	6	18.2%
②特定事項	3	9.1%	抽象的な問合せ	4	12.1%
燃費	2	6.1%	⑥その他	2	6.1%
安全・環境	1	3.0%	合　計	33	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	6	60.0%	抽象的な問合せ	3	30.0%
オープン懸賞	1	10.0%	合　計	10	100.0%

【表示関係】　主な問い合わせの内訳

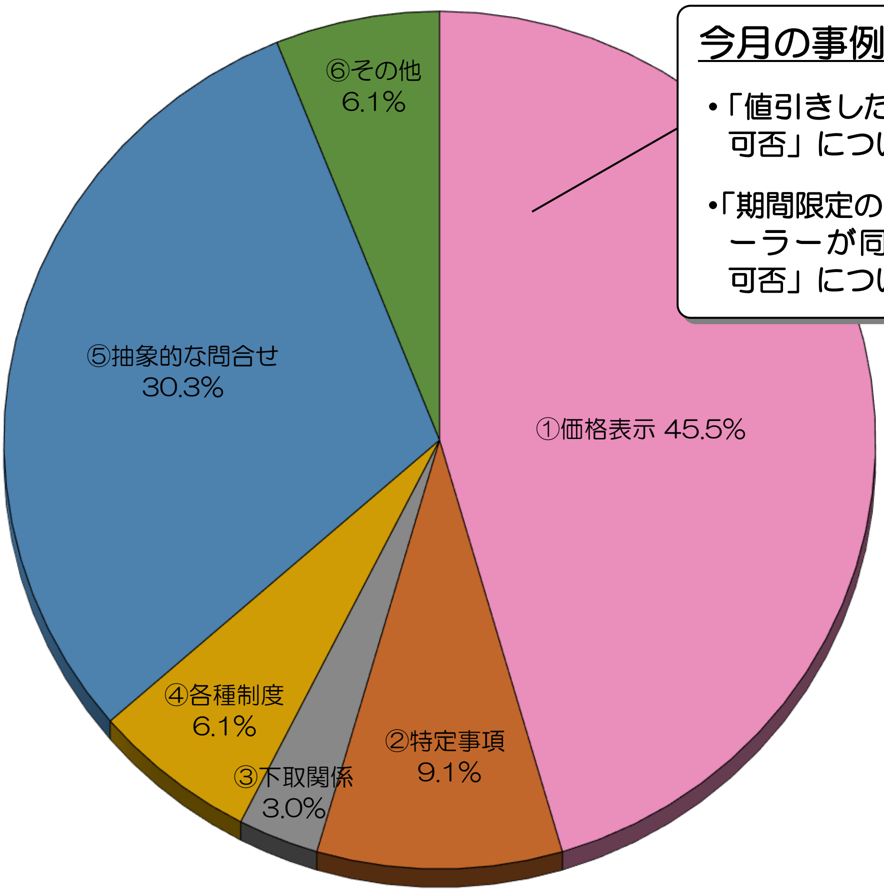

今月の事例

- 「値引きした車両を抽選で販売することの可否」について
- 「期間限定のメーカー企画終了直後に、ディーラーが同様の企画を実施することの可否」について

広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、こちらをご覧ください。

今月の事例　［新車関係］

〔「値引きした車両を抽選で販売することの可否」について〕

Q．フェア当日に来場した人の中から、抽選で１名の方に、車両本体価格１52万円の車両を 30万円値引きし、１２２万円で販売する企画を検討していますが、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】

スカーレット(1.3X)を30万円引きで抽選販売!!　１台限定!!

※ボディカラーはお好きな色をお選びいただけます

2/13(日)は赤坂店へ！　12:00 応募締切 15:00 当選発表

スカーレット 1.3X 2WD（CVT）

車両本体価格１５２万円のところ

30万円引き！ 122万円

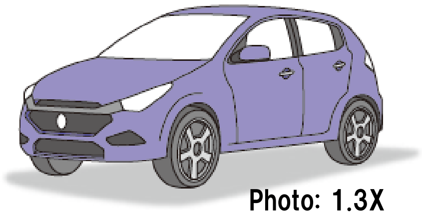

Photo: 1.3X

A．「抽選」の方法により、通常の販売価格から値引きした車両を販売する場合、正常な商慣習に照らして「値引き」とは認められず、「懸賞による景品類の提供」とみなされ、値引き額（「３０万円」）が景品類となります。

　したがって、本企画は、懸賞により提供することのできる景品類の最高額（１０万円）を超えており、過大な景品類の提供に該当しますので、次のいずれかの対応が必要です。

①「抽選」の方法により販売する場合は、値引き額を１０万円以内とする。

②「抽選」ではなく、「先着順による販売」とする。

③商品の購入や来店を条件とする等、取引に付随する方法ではなく、「一般消費者の中から抽選で１名にスカーレット３０万円引きクーポン券を提供する企画」に変更し、Ｗｅｂサイト等で広く告知するとともに、ハガキやＷｅｂサイトでのみ応募を受付ける等、告知から、応募、当選者の発表、当選者への景品の引き渡し（値引き券の提供）まで、一切取引に付随することなく実施する。

〔「期間限定のメーカー企画終了直後に、ディーラーが同様の企画を実施することの可否」について〕

Q．現在、新車をご成約いただいた方に、もれなくナビをプレゼントするメーカー企画を「２月限定」と表示して実施していますが、好評のため、内容は変えずに、３月以降は当社（ディーラー）の企画として実施しようと考えています。内容は同じでも、実施主体（企画した事業者）が異なることから、継続して実施しても問題ないでしょうか？

A．実施主体が異なる場合でも、３月以降も同一企画を継続して実施した場合、「２月限定で新車を成約した方にナビをプレゼント」とした表示は事実と異なり、取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある不当表示に該当します。

　したがって、当該企画は、表示どおりに「２月末日」で終了することが必要です。

　なお、「期間限定」である旨を表示して企画を実施し、当該期間終了後、すぐに何らかの企画を実施する場合は、終了した企画とは内容の異なるものにしてください。（例えば、キャンペーンの対象となる車種を変更する、「ナビプレゼント」を「低金利キャンペーン」にする等、企画の内容を変更する等）

３．中古車関係

中古車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが50%、『必要表示事項』に関する問い合わせが15%となり、両項目で表示に関する問い合わせの65%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	20	87.0%	その他相談	1	4.3%
景品関係	2	8.7%	合　計	23	100.0%

[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	10	50.0%	車検証の有効期限	1	5.0%
表示方法	2	10.0%	整備実施状況	1	5.0%
付属品・特別仕様	1	5.0%	**③税金・諸費用**	1	5.0%
値引き表示	4	20.0%	諸費用	1	5.0%
支払い総額	2	10.0%	**④抽象的な問合せ**	5	25.0%
割賦・リース	1	5.0%	広告表現の可否	1	5.0%
②必要表示事項	3	15.0%	抽象的な問合せ	4	20.0%
使用区分	1	5.0%	**⑤その他**	1	5.0%
			合　計	20	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
オープン懸賞	1	50.0%	抽象的な問合せ	1	50.0%
			合　計	2	100.0%

【表示関係】　主な問い合わせの内訳

今月の事例

- 「中古車購入者にキャッシュバックする企画を告知することの可否」について
- 「中古車成約者に「商品券」（自社では使用できない）を提供することの可否」について

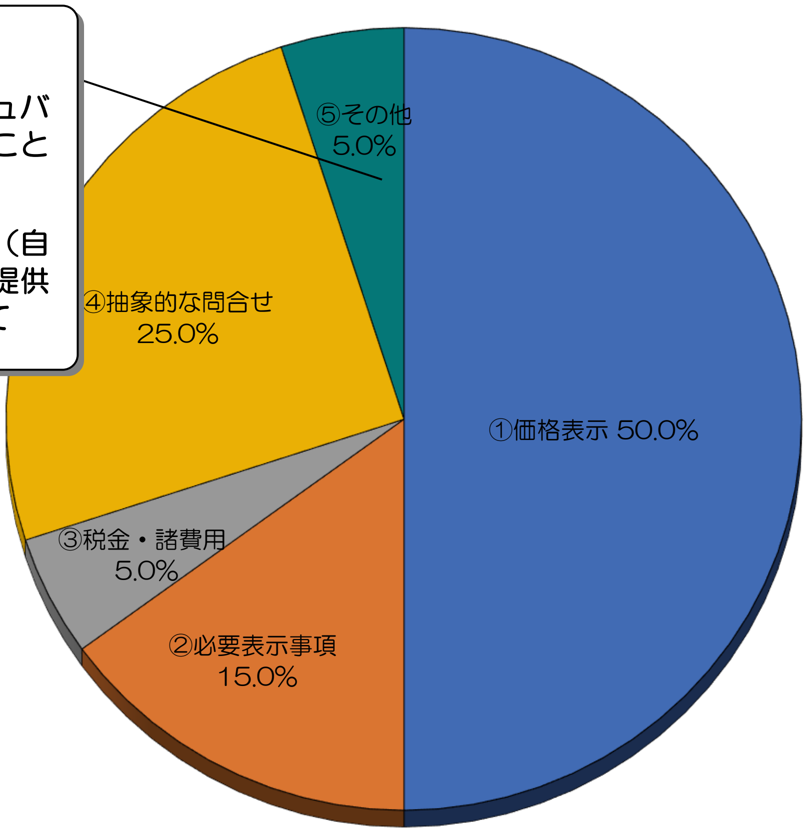

広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、こちらをご覧ください。

今月の事例　[中古車関係]

〔「中古車成約者にキャッシュバックする企画を告知することの可否」について〕

Q. 中古車をご成約いただいた方に、「もれなく現金５万円をキャッシュバックする」旨、あるいは、「中古車購入時に使用できる 5 万円値引き券をプレゼントする」旨を、広告で告知したいのですが、問題ないですか？

A. 「キャッシュバック（現金の割り戻し）」や「値引き券」の提供は、正常な商慣習に照らし、値引きと認められる経済上の利益にあたり、通常（過去）の販売価格と比較して「５万円引き」する旨を表示するのと同じこととなります。

「５万円引き」等値引きする旨の表示は、同一の商品について行われる場合は一般消費者の商品選択に資する面がありますが、同一でない商品について行われる場合は、商品の品質等の違いも価格差に反映されているため、表示された価格差のみで販売価格の安さを評価することが難しく、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがあります。

中古車については、品質の劣化や、車検残及び自賠責・自動車税（種別割）未経過分の減少等により経済価値が下落する等、時間の経過ともに商品の同一性が失われていくため、同一の商品として価格を比較することが難しく、不当表示に該当するおそれがあるため、通常（過去）の販売価格と比較して値引き額を表示すること（キャッシュバックや値引き券をもれなく提供）、あるいは、値引きした価格を表示すること（二重価格表示）はできません。

〔「中古車成約者に「商品券」（自社では使用できない）を提供することの可否」について〕

Q. フェア期間中、展示している中古車をご成約いただいた方に、もれなく百貨店等で使用できる商品券（自社の商品には使用できない）をプレゼントすることは可能でしょうか？
また、「１０万円分の商品券をプレゼントする」とした場合、注意する点はありますか？

A. 自社では使用することができない、他の事業者が供給する商品又は役務（サービス）についてのみ使用できる商品券等の金券類は、「正常な商慣習に照らして値引きと認められる経済上の利益」には当たらず、「景品類」となります。

したがって、景品規制の範囲内（今回の場合、景品の上限額は、展示している中古車の中で最も低い価格の２０％まで）で提供することが可能です。

ただし、「１０万円分の商品券をプレゼントする」場合は、対象となる中古車の販売価格（取引価額）を「５０万円以上」としなければなりませんので、「５０万円以上の中古車が対象である（５０万円未満の中古車は対象外である）」旨を明確に表示した上で実施してください。